

# 令和2年度事業計画

## I 基本方針

国は、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の円滑かつ着実な実施とその他の各種政策の効果が相まって、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした景気回復が見込まれるとしていますが、地方においては、人口減少・少子高齢化の進展から、人手不足により景気回復の実感が得られない状況にあります。

出水市においては、令和2年1月の高齢化率が32.3%で、この1年間で65歳以上の人口は229人増加していますが、全体の人口は231人減少し、稼働年齢層の減少が顕著となっています。

また、65歳までの就業機会確保義務に続き2021年4月から70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする、高年齢者雇用安定法などの改正案を閣議決定しております。

このような情勢の中で、地域社会の活力向上の支え手として、シルバー人材センターへの期待が高まってきていると言えますが、ここ数年当シルバー人材センターへの入会者は減少傾向が続き、期待に十分応えきれていない状況です。

2019年度からの中期3カ年計画に掲げた、会員数、契約金額、就業延人日のいずれも初年度の目標達成はかないませんでした。

この厳しい現実を踏まえたうえで、中期3カ年基本計画の柱である

- 1 「充実した事業運営」
- 2 「地域に密着した事業」
- 3 「活力ある組織づくり」

を実現するために、現会員向けに実施している技術・安全作業等研修会を市民にも広く呼びかけ、広報活動をより充実させることで、シルバー人材センター事業の普及啓発を図ってまいります。

また、改正労働者派遣法が今年の4月1日から施行されますが、派遣元の責務として派遣先での不合理な待遇格差が生じないように、派遣先の従業員の待遇等に関する情報を的確に把握し、派遣会員の処遇に反映させます。

会員全員が、無理なく安全に働ける環境づくりや、多様な活躍の機会を創出するために新たな事業開拓を進め、会員の満足度の向上を図りながら、会員の確保に取り組んでまいります。

## II 実施事業

- 1 就業機会確保・サポート事業
- 2 普及啓発事業
- 3 安全・適正就業推進事業

## III 実施計画

### 1 就業機会確保・サポート事業

臨時的・短期的な仕事の開拓に加え、業務拡大に伴う業種及び職種への対応ができる人材を確保し、人手不足分野及び現役世代の下支えとなる分野の仕事の掘り起こしを進め、事業の拡充に取り組みます。

#### (1) 就業機会の確保と提供

- ① 会員の希望、経験、能力、資格及び健康状態を十分把握し、就業機会の創出に努めます。
- ② 地域のニーズ、人手不足となっている分野の受注開拓に努めます。
- ③ 就業にマッチしたスキルアップを図るための講習会を実施します。
- ④ 誰でも参加しやすい独自事業の研究、開発に取り組みます。
- ⑤ 就業率の向上に努めます。

#### (2) 会員拡大へ向けた取り組み

- ① 会員の口コミ（一人一会員入会活動）効果による入会勧奨の強化を図ります。
- ② 女性のための入会説明会やパンフレット作成に取り組みます。
- ③ 高齢会員の社会参加意欲を高め、退会会員の減少に努めます。

#### (3) 組織体制の充実

- ① 理事会、専門部会の充実と各委員会の連携強化を図り、運営の充実と情報の共有を図ります。
- ② 地域班組織及び職群班組織の機能をより充実し、自主的・主体的な活動の推進を図り、事業の円滑な運営を目指します。
- ③ 事業活動、組織活動に対する参加促進を図るため、ポイント制度の活用等インセンティブの充実を図ります。
- ④ 中期計画に基づいて、組織体制の充実を図ります。

#### (4) 就業に関する指導・相談の実施

- ① 会員及び発注者に対して臨時的かつ短期的又は軽易な業務に関する仕事の理解と安全・適正就業が図られるための指導・相談を行います。
- ② 会員の多様な就業ニーズに応えるための就業相談を行い、未就業会

員の解消に努めます。

## 2 普及啓発事業

シルバー人材センター事業への信頼と理解が得られるよう事業の基本理念、しくみ等について広く浸透させるための取り組みを行います。

### (1) 普及啓発活動の推進

- ① 広報紙「シルバー出水」を全戸配布して、事業の周知に努めます。
- ② ホームページを通じて情報の発信を行います。
- ③ 普及啓発月間（10月）中の街頭広報活動の取り組みや懸垂幕を掲げて周知に努めます。
- ④ 市の広報媒体の活用や市が主催するイベント等に積極的に参加し、普及啓発に努めます。

### (2) ボランティア活動の推進

- ① 市内各地域での清掃・除草等の環境美化作業を通じて事業理念の浸透を図ります。
- ② 資源の再利用を目的とした使用済みタオルを利用した手作り雑巾を市内の各小学校に寄付し、子どもとの交流を通じて事業のPRに努めます。

## 3 安全・適正就業推進事業

安全就業を確保するためには、会員自身が健康で安全に対する姿勢を強く持つてもらう必要があるため、安全・適正就業計画に基づいて事業を推進し、事故撲滅を目指した取り組みを行います。

### (1) 安全就業の推進

- ① 安全就業基準に基づいた作業方法の徹底と実施に努めます。
- ② 安全・適正就業月間には、安全大会を開催し、安全意識の高揚に努めます。
- ③ 作業前後のミーティング、ヒヤリ・ハット報告及び「安全就業中」のぼり旗の設置に努めます。
- ④ 作業前準備体操の奨励を図ります。
- ⑤ 安全標語を募集し、安全意識の浸透を図ります。
- ⑥ 定期的に安全パトロールを実施し、安全就業の徹底と意識の啓発に努めます。
- ⑦ 事故発生時には、職群班長会を即時開催し、事故の検証及び対策を検討し、班員への周知徹底を図り再発防止に努めます。
- ⑧ 熱中症予防対策として、就業制限に関する検討を行います。

(2) 適正就業の推進

- ① 請負・委任、派遣及び職業紹介の就業形態に応じた契約に基づいた働き方を会員に提供します。
- ② 就業機会の適正化を図るため、ローテーション就業でのワークシェアリングに努めます。
- ③ 不正就業が起こらないよう会員及び発注者への理解を求めていきます。

(3) 健康管理の推進

- ① 健康管理のための定期健康診断受診を勧奨し、健康状態の把握に努めると共に朝礼時の健康チェックを推進します。
- ② 安全ニュースを通じて安全対策、健康管理情報を提供します。
- ③ 健康意識の高揚を図るため、健康講座を開催します。

#### IV 令和2年度努力目標値

1	会員数	297 人
2	就業率	92.5 パーセント
3	契約件数	3,410 件
4	就業延人日	26,710 人日
5	契約金額	158,290 千円